

小規模事業者経営改善資金制度融資 マル経融資制度のご案内

- ・大雪による影響を受けている小規模事業者への緊急支援
- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受けている小規模事業者へ

この融資制度は、小規模事業者が経営の改善を図るために必要な資金を、商工会議所の推薦により「無担保、無保証人、低利」で日本政策金融公庫から借り入れできる融資制度です。

従前の設備資金に対する利子補給並びに新型コロナウイルス感染症の影響による運転資金に対する利子補給に加え、今般の大雪により幅広い業種に影響が出てきていることから、令和3年3月末までに推薦する運転資金についての利子補給支援策を追加しました。

更新：令和3年1月19日

ご融資内容	融資限度額	返済期間
	2,000万円 <small>※運転・設備資金合計しての限度額です。 ※1,500万円超の借入については、事業計画書の提出や貸付後の事業計画に対する進捗状況の報告などが必要となります。 ※すでにマル経融資を利用されている小規模事業者でも、重複した借入が可能です。 ※運転資金の借入目安は、概ね月商の2倍以内です。</small>	◆ 運転資金：7年以内 (うち据え置き期間1年以内) ◆ 設備資金：10年以内 (うち据え置き期間2年以内)
融資基準利率 (令和3年1月4日現在)		利率(年率) 1.21%

追加 令和3年大雪による緊急支援 <大雪によるマル経融資に関わる利子補給>

運転資金 ：マル経融資基準利率より 0.4% 分を補給 ※期間：令和3年3月末日までに推薦するもの(借入後12ヶ月分)	1.21%-0.4%により 実質利率 0.81%
--	---------------------------------------

従来からのマル経融資支援

マル経融資に関わる利子補給 (借入後12ヶ月分)	運転資金 ：マル経融資基準利率より 0.4% 分を補給 ※期間：令和3年3月末日までに推薦するもの 設備資金 ①上越商工会議所：マル経融資基準利率の 0.3% 分を補給 ②上越市：マル経融資基準利率の 0.5% 分を補給 ※期間：①、②いずれも令和3年3月末日までに推薦するもの ※①、②の合計 0.8% 分を補給し、基準利率より引き下げる ※なお補給利率は変動し、 0.00% を下限とします	1.21%-0.4%により 実質利率 0.81% 1.21%-0.8%により 実質利率 0.41%
-----------------------------	---	--

新型コロナウイルス感染症に関わる特例措置 融資金利の引き下げ(別枠)	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、既存のマル経融資とは 別枠で通常 の貸付金利を引き下げるとともに据え置き期間の延長をします。 ○最近1ヶ月の売上が前年若しくは前々年の同期と比較して、 5%以上減少 している小規模事業者 ○融資限度額：別枠 1,000万円 (運転・設備資金) ○融資利率：マル経融資基準利率より当初3年間 0.9%引き下げ ○据え置き期間：運転資金 3年以内 、設備資金 4年以内 に延長	1.21%-0.9%により 実質利率 0.31% <small>※上記マル経融資に関わる利子補給制度により1年間の実質無利子、または国による特別利子補給制度により3年間の実質無利子となる場合がありますので、当所までご確認ください</small>
------------------------------------	---	--

ご利用いただける方

- 家族従業員・パート・アルバイト・法人の役員を除く従業員が、
 - ・ 商業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業については20人以下）、
 - ・ 製造業・建設業などでは20人以下の小規模企業者
- 最近1年以上、旧上越市内で事業を営み、当所の経営指導を6ヶ月以前から受けている商工業者
- 納期の到来している所得税・法人税、事業税、住民税を完納している方
- 日本政策金融公庫の非対象業種でない事業を営んでいる方
- その他、申込時に別途確認させていただく場合がございます

ご提出していただく資料

個人事業所

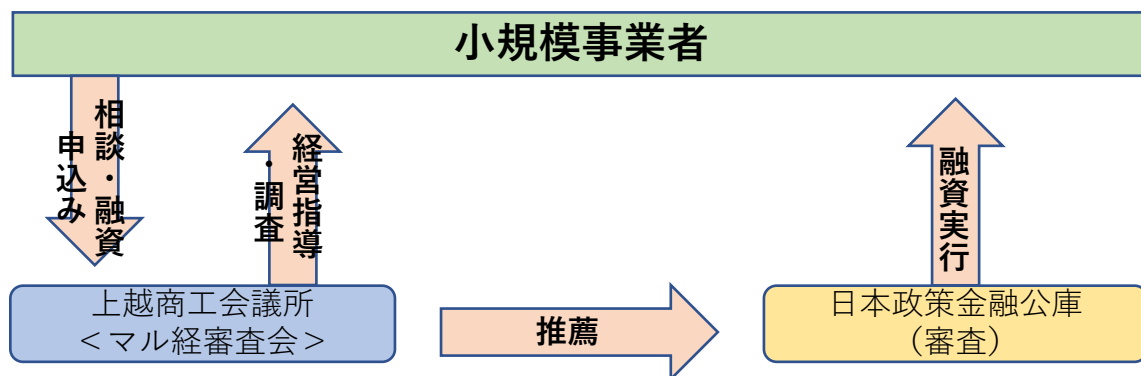
- 税務署に提出した税務申告書類2年分（決算書及び確定申告書）
- 決算後6ヶ月経過している場合は最近の試算表（3ヶ月以内のもの）
- 見積書（設備資金の場合）
- 不動産登記簿謄本 ※全部事項証明書（新規申込の場合）
- 書面提出の場合は、税務署の受領印がある確定申告書の写し、
電子申告の場合は、受信通知並びにメール詳細の写し、
若しくは源泉所得税、事業税、住民税の領収書などの営業実態を確認できる書類
- すでにある借り入れの返済表
（代表者名義で住宅ローンがある場合には、その返済表も必要）
- 土地・建物を所有の場合は、固定資産税納税通知書（課税明細書）

法人事業所

- 税務署に提出した税務申告書類2年分（決算書及び確定申告書）
- 決算後6ヶ月経過している場合は最近の試算表（3ヶ月以内のもの）
- 会社の登記簿謄本 ※履歴事項証明書（新規申込の場合）
- 見積書（設備資金の場合）
- 不動産登記簿謄本（会社及び代表者） ※全部事項証明書（新規申込の場合）
- 書面提出の場合は、税務署の受領印がある確定申告書の写し、
電子申告の場合は、受信通知並びにメール詳細の写し、
若しくは源泉所得税、事業税、住民税の領収書などの営業実態を確認できる書類
- すでにある借り入れの返済表
（代表者名義で住宅ローンがある場合には、その返済表も必要）

※上記の他にも必要な条件や書類がありますので、当所までお問い合わせ下さい。

マル経融資実行の流れ



■お申込み・お問い合わせ・ご相談は
上越商工会議所・中小企業相談所

〒943-8502 上越市新光町1-10-20 / Tel:025-525-1185 Fax:025-522-0171